

久慈広域連合からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が減少した場合や死亡した場合には、申請により保険料の減免を受けられることがあります。

対象者

- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
 - ・主たる生計維持者の事業収入等に係る所得が前年より 30%以上減少した方
- ※本人の事業収入等に係る所得以外の所得合計額が 400 万円以上の場合は対象外

対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。

申請期限

令和3年3月31日

申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った方
医師による死亡診断書や診断書の写し
- ・主たる生計維持者の事業収入等に係る所得が前年より 30%以上減少した方
確定申告書の控えや帳簿などの写し等の収入減少したことがわかる書類
- ・振込口座がわかるもの（通帳等）

※減免額により還付がない場合があります。

申請場所

久慈広域連合介護保険課 久慈市地域包括支援センター介護支援係（元気の泉内）
洋野町福祉課 野田村保健福祉課 普代村住民福祉課

問い合わせ先

久慈広域連合介護保険課 ☎0194-61-3355